

平成15年度 中小企業組合検定試験

問題と解答(1) 組合会計 ②

全国中小企業団体中央会

第3問

(問1)

次に掲げた文章は、組合に関する税法上の取扱いを述べたものである。文中の の中に当てはまる語句を、解答用紙の解答欄に記入しなさい。

- (1) 協同組合は、各事業年度終了の日の翌日から イ カ月以内に確定した決算に基づき、所得金額又は欠損金額、法人税の額等を記載した申告書を提出しなければならない。

ただし、確定申告書の提出期限の延長の承認及び提出期限の延長の特例の適用を受けていない場合とする。

- (2) 組合が組合員に発行する受取書及び組合員が組合に発行する受取書は □ であるが、組合と組合員間の契約書は ハ である。
- (3) 平成9年4月1日以後の消費税の税率は100分の ニ であり、地方消費税は消費税額の100分の25である。

(問2)

下記事項により、A協同組合の法人税及び道府県民税の税務申告に関し、解答用紙に指定する事項を解答欄に記入しなさい。なお、A協同組合は設立以来青色申告を行っている。

- (1) 当期は、平成14年度（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）の事業年度とする。
- (2) 損益計算書の税引前当期利益は、1,880,000円である。
- ただし、税務調整事項は、(3)、(4)及び(5)の事項に限られる。
- (3) 当期の預金利子に係る所得税額は60,000円で、その全額が法人税額から控除

できる。

- (4) 当期の預金利子に係る道府県民税利子割額は20,000円で、その全額が道府県民税法人税割額から控除できる。
- (5) 交際費の損金不算入額は40,000円である。
- (6) 法人税の税率は22%とする。
- (7) 道府県民税法人税割の税率は5%とする。

〔解答〕

第3問

(問1)

イ	ロ	ハ	ニ
2	非課税	課税	4

(問2)

(単位 円)

法人税額		道府県民税法人税割額	
所得金額	2,000,000	課税標準となる法人税額	440,000
法人税額	440,000	道府県民税法人税割額	22,000
控除する所得税額	60,000	利子割額の控除	20,000
納付すべき法人税額	380,000	納付すべき道府県民税法人税割額	2,000

(以下、次号につづく)

